

清掃工場建替等事業の環境影響評価手続と 住民説明会

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃工場建替等整備事業（以下「建替等事業」という。）の実施に当たり、環境影響評価手続に基づき住民説明会を実施しています。

◆環境影響評価制度

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な開発事業を実施する時にそれが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して都民や関係自治体等からの意見を踏まえて、環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。

東京都では、一定規模以上の事業を実施する場合、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように「東京都環境影響評価条例」（以下「条例」という。）で環境影響評価制度の手続きが定められています。清掃一組の建替等事業は、その条例の「廃棄物処理施設の設置」に該当していますので、条例に基づいた手続を実施しています。

◆環境影響評価手続

建替等事業に係る環境影響評価手続の流れは、図のとおりです。工事着手前には、環境影響評価

を①調査計画書、②評価書案、③見解書、④評価書の4段階に分けて実施します。

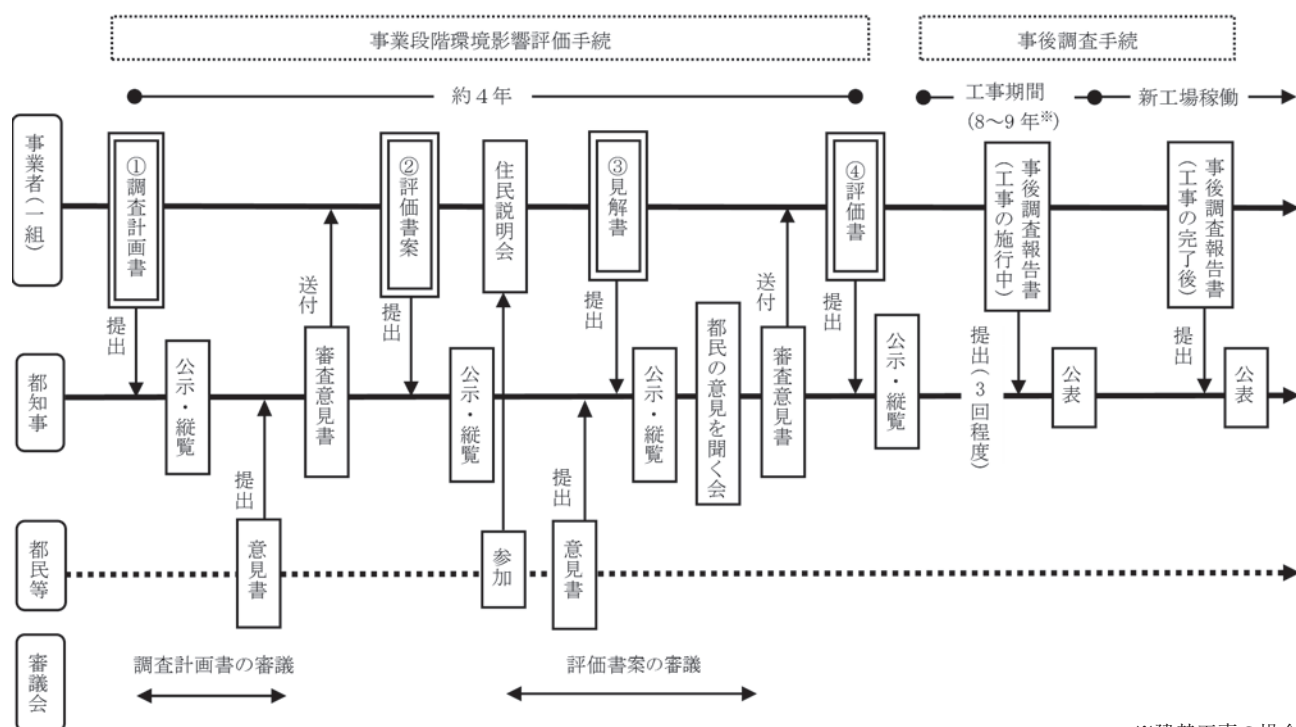
また、工事開始後には、「工事の施行中」（工場解体期間及び新工場建設期間）と「工事の完了後」（新工場稼働後）の2段階で事後調査を実施します。

「①調査計画書」では、事業実施に伴い環境へ影響を及ぼすおそれのある項目として、建て替え等を行う新工場の特性や地域条件を踏まえ、影響が想定される大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの12項目を選定し、それらの現地調査及び予測・評価の方法を決定します。

「②評価書案」では、調査計画書で選定した項目について、事業が環境へ及ぼす影響を予測・評価し、環境保全のための措置を記載します。

予測・評価に必要な状況調査として、「大気汚染」では二酸化窒素等の大気質調査を四季ごとに実施し、「水循環」では地下水位の測定を行うなど、約1年をかけて調査を実施します。これらの調査結果に基づき、「工事の施行中」及び「工事の完了後」における環境影響を予測し、必要な環境保全のための措置を検討します。

環境保全のための措置とは、事業者が実行可能な範囲で環境へ及ぼす影響を低減するための取組をいいます。



※建替工事の場合

図 環境影響評価手続の流れ

「③見解書」には、評価書案に対して住民及び関係自治体の首長から提出された意見と、それらに対する事業者の見解を記載します。

「④評価書」は、住民、関係首長及び都知事意見に対する事業者の見解を示すとともに、事業計画や予測・評価において環境保全の観点から必要な検討を加え、これらを取りまとめたものになります。事後調査とは、「工事の施行中」及び「工事の完了後」において、評価書に示した環境影響の予測及び環境保全のための措置が適切に実施されたかを検証・評価するために行うものです。

「工事の施行中」においては、評価書に記載した予測・評価項目ごとに、工事期間中で環境への影響が最大となる時期を選定し、当該時期に合わせて調査を実施します。

また、「工事の完了後」においては、予測・評価項目について、新工場の稼働開始後1年間にわたる調査を行います。

「工事の施行中」及び「工事の完了後」のいずれの段階においても、調査結果を評価書における予測結果と比較・検証し、その内容を事後調査報告書として取りまとめ、東京都へ提出するとともに、公表します。

なお、事後調査報告書の内容から、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、都知事から事業者に対し必要

な措置を講ずるよう要請する場合があります。

◆住民説明会

住民説明会は、「②評価書案」を都知事に提出した後に開催します。

条例では、事業者は評価書案の内容をその当該事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすと予想される地域（以下「関係地域」という。）の住民に周知するため、評価書案を公示日から30日間縦覧し、その縦覧期間内に住民説明会を開催することが定められています。

建替等事業における住民説明会の開催場所及び開催回数については、清掃工場が立地する所在区をはじめ、関係地域の区等と協議のうえ決定します。

所在区で住民説明会を開催する場合は、建替え等を行う清掃工場を会場とすることが多く、関係地域の区等で開催する場合は、当該区の公共施設等で実施します。

住民説明会は、多くの住民の皆さまにご参加いただけるよう、基本的に金曜日の夜と土曜日の午前、午後を実施しています。

また、住民説明会は、対面形式と合わせて、「Web型説明会」を用意し、より多くの住民の皆様にご視聴いただけるように清掃一組ホームページにおいて縦覧期間の30日間公開し、随時視聴できるようにしています。

今年度着工した世田谷清掃工場

建替事業では、令和6年11月に住民説明会を開催し、事業の予測事項、予測結果、評価結果について、様々なご意見、ご質問を頂きました。



住民説明会の様子
(世田谷清掃工場建替事業 令和6年11月)

◆意見等への対応

住民説明会で寄せられた意見は、評価書案に関するものに限らず、新工場の整備内容、清掃事業全般、建替工事に関する事項など多岐にわたります。

清掃一組は、これらの意見に真摯に耳を傾け、清掃事業全般についてご理解いただけるよう、丁寧な対応に努めています。

なお、評価書案に関する意見については、条例に基づき、公示の日から45日以内に環境保全の見地等から意見書を都知事に提出することができま

す。住民及び関係自治体から提出された意見書は、都知事から事業者

へ送付されます。

事業者は、これらの意見に対する見解を取りまとめ、前述の見解書として都知事に提出し、公示・縦覧されます。

また、住民説明会で寄せられた意見等については、清掃一組のホームページにおいて事業者の見解を公表します。

世田谷清掃工場建替事業では、工事中の騒音・振動の低減に関するご意見に対し、工法や作業計画の工夫により低減を図るとして清掃一組の見解を示しています。

◆環境影響評価の必要性

条例施行以降、旧目黒清掃工場建設から環境影響評価の仕組みが確立され、定められた方法により計画段階から住民等の意見を伺いつつ進められるようになりました。

清掃工場建替等の事業は規模が大きく、工事期間も長いものとなります。また、完成後の施設は長期間にわたり使用されることから、事業計画段階から稼働後に至るまで、周辺環境への十分な配慮が求められます。

清掃一組は、これらの取組について住民の皆さまに理解を深めていただけるよう、今後も丁寧な説明と適切な対応に努めていきます。

(東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課)